

第4回東京都農林水産業・地域の活力創造協議会 議事要旨  
日時：平成26年1月30日（月曜日）午前10時30分～正午  
場所：都庁第一本庁舎31階 漁業調整委員会室

○冒頭、津国農林水産部長から挨拶。

○出席者の紹介

○関東農政局阿部企画調整室長補佐より、資料2に基づき全国農林水産業・地域の活力創造協議会の検討状況について説明。

○その後の意見交換における参加者からの主な発言内容は、以下のとおり。

（東京都農業会議 北沢事務局次長）

東京都農業会議は、「意欲的に真剣に農業に取り組む農業者が、どのように農業経営を発展させるか」という観点から、地元の農業委員会や行政との連携活動を東京都農林水産部のご指導をいただきながら事業推進をやらせていただいている。「農地と人」の推進理念のもと、農業経営の目標を持つ農業者の確保と支援が必要との観点から、認定農業者制度の推進を行い、現在1550人ほどとなり、認定農業者になる可能性のある方のほぼ9割の方が認定農業者になっているのではないかと考えている。

一方、農地の保全という観点から行けば、農業委員会が毎年農地のパトロールをやってきた。遊休農地の解消、農地の利用促進をずっとやってきた。残念ながら全ての遊休農地の解消にはいたっていないというのも事実ですが、市街化区域、あるいは市街化調整区域の部分を見ていただくと以前よりずいぶんきれいになったと聞いている。

農地の流動化という観点から言えば、当初は島しょ地域しかできなかったが、現在では内地でも実績がでており、最初は西多摩、続いて南多摩、北多摩ときて、今11市町村で24年度は27ヘクタール、25年度は20ヘクタールほどの農地の流動化ができています。農業委員会と市町村による推進体制が整っている。今度の農地中間管理機構法によると県段階で作ることになっているが、農地利用配分計画を市町村に作ってもらうことができるというような法律になっている。しかし、市町村が作って、それがうまくいかないようであればそれを拒否できるというような法律にもなっている。市町村は農業経営基盤強化促進法で農用地利用集積計画もできて、中間管理機構から農地利用配分計画もつくらなければならない形になる。非常に人数が少ない中で混乱が生じ、他の業務にも支障をきたし課題として考えている。

また、農業委員会が農地のパトロールをして、中間管理機構に農地を借りてもらうよう話をしたとすると、うまくいけばいいが、中間管理機構が農地の流動化の対象としてうまくいかないと考えれば、借り受けを行わなかったりできるということになっている。農業委員会が一生懸命パトロールをやり、農家の方にどうですかと言っても、中間管理機構のほうでそれはいらぬと言われてしまったらどうなるのか。さらに、中間管理機構が借りているところが、農地の流動化が進まないとなる

と、契約を解除できるという法律になっている。農家の方は自分で耕作できないから貸したわけであり、契約解除で戻ってきてしまったら耕作不能地をまた増やすことになりかねない。課題の多い部分があるので、ぜひ実態と課題を整理してご検討いただきたい。

最後に、農地法の一部改正の中で農地台帳が法定化され、権利関係までを含めて公表しなければならないとされている。特に市街化区域内では、農地の流動化ができない中で権利関係を出しても、いたずらに紛争等が生じる可能性がある。一般的にインターネットで見られるようになるので、この公表についてはパブリックコメント終了後も慎重に省令を作っていたいただきたい。

**（関東農政局 阿部企画調整室長補佐）**

本省のしかるべき部署につなぎたいと思う。

また、今後、農地中間管理機構を含めた重点対策の説明会では、政策立案に携わった本省の担当も参加するので、忌憚の無い御意見を伺えればと思う。

**（東京都農業協同組合中央会 矢島営農農政部長）**

まず、農地台帳の関連になるが、パブリックコメントが終了したが、市街化区域農地に関してパブリックコメントは入っているかと思う。農林水産省内部でも、都市農業対策室とよく話し合いながら対応していただきたい。

次に、日本型直接支払い制度についてだが、非常にジレンマに陥っている。東京の場合は、特に都市の中、住宅の中に農地が点在化している。その農地は、農業の生産のためだけでなく多面的機能を発揮しており、都民の方々にも一定の評価をいただいている。直接支払いの中でも維持支払というのは、確か市街化区域内農地の生産緑地が対象になるということになっている。

こうした観点から、多面的機能を評価していただいて政策ができた以上、私どもJA東京グループとしては、積極的に対応していきたいと思っている反面、交付単価とそれに見合う事務量、それと支援対象というのがパンフレットやQ&Aではなかなか見えてこない、本当に東京でなじむのか、と、こうしたジレンマがある。

**（東京消費者団体連絡センター 矢野事務局長）**

今回のプランの中身を聞き、非常に日本の農業が大きく変わるなという印象を受けた。ある意味では、活性化自体は非常に歓迎することだが、全体的に非常に攻めの農業プランであると受け止めている。ただ、消費者にとって、こうした新しいプランが具体的に見えてくるには少し時間がかかる。農業がどう変わっていき、それが実際消費者にどう影響していくのか。それと消費者の願い、安全・安心はもちろん自給率のこと、これらさまざまな願いがこのプランによりどのように変わっていくのか、安心できる方向性になっているのか、というのはこれからいろいろな場で意見交換をしていかなければならないと思っている。

パンフレットが出ているが、パンフレット自体が、対象は主に関係者に対しての

パンフレットなので、ゲタやナラシなど、関係者でないとわからない用語が大きなタイトルで出ている。生産に関する部分というのは、消費者にとって一番直接関わることなので、消費者、国民にとっても日本の農業がこれからどう代わっていくのかというところは、どこかでPRしていきなり、意見交換していく場を設けなければ、生産と消費が離れていってしまう。

都道府県でも振興計画や推進計画などがあるが、今回のプランの提示によってどのように影響していくのか、それぞれの具体的な振興にどのように影響していくのか、そのあたりの見通しがあればお聞きしたい。プランの中でも今後のことが少し書いてあり、見直しを進めていくとあるが、これが非常に重要と思う。見直しに対して都道府県、消費者など様々な関係者が意見を出し合っていくというのが今後も重要と考えるが、そのあたりを伺いたい。

**(関東農政局 阿部企画調整室長補佐)**

パンフレットについて、確かに消費者の方が見てわかるかというとなかなかわかりづらいかな、というもある。今後の展開を検討したい。

この協議会の今後のあり方についてだが、プランは6月に改訂するということがあり、今後も多方面の方の御意見を聞いていきたいというもあるので、引き続き皆様のご協力をお願いしたいと考えている。

また、プランについてだが、今回のプランに基づき、今年から本省で食料・農業・農村基本計画という国の中長期的な農業施策の考え方を議論していくということで、来年の3月には公表という形になっている。公表された後、各都道府県の方も国の基本計画に基づき所要の見直しを図っていくのではないかと考えている。

**(東京都 村西農林水産部調整課長)**

全国の協議会は、引き続き、プラン改訂、食料・農業・農村基本計画のときまで存続するとなっているのか。

**(関東農政局 阿部企画調整室長補佐)**

存続する、しないという情報は直接聞いていないが、6月を目途にプランを見直すと聞いていることから、引き続き存続するものと思われる。

また、全国の協議会がなくなっても各都道府県だけ存続という形にはならないと思う。

**(東京都木材団体連合会 隅谷事務局長)**

プランの中で新たな木材需要の創出に木材利用ポイント事業があげられているが、時間的なことではなく、長期間継続していただくようお願いしたい。

また、対象の樹種についても国産材だけでは賄い切れない部分もある。広く多くの方が活用できるように、木材全般に対象をひろげるなど制度を柔軟化させるような形でいろいろ施策を整備していただき、森林の再生や整備、木材利用の強化をして

いただきたい。

**（東京都 武田安全安心・地産地消推進担当部長）**

今回のプランだが、産業競争力会議や規制改革会議などと農林水産省は随分とやり取りをされているのではないかと思う。我々から見ていると、いわゆる制度を議論しているのはいいが、それに伴い予算、それから施策が出てきて、それを一気に都道府県なり市町村に流しており、体制が整わないままにお金を受け入れざるを得ないような状況が起きている。こういう制度で、こういう施策で、こういうお金の使い方をしてくれというところまで、きちんと国の方で進めてから予算を流していただかないと混乱するもとだと思ふ。今後も事業でいえば要綱要領、細則のようなもの、これらをきちんと情報提供していただいて、そして取り組んでいただきたい。そうすれば都道府県も市町村も十分に対応できると思ふので、よろしく願ひしたい。

今回の中間管理機構を含めた農地法等の協議だが、昔の農地改革の反省からきているのかなと思っている。農業振興地域については規模拡大、やはり企業の農地保有が進んでいくのかなと考えるが、最近、あまりにもそのような部分に目が行きすぎ、いわゆる農業振興地域以外の調整区域だとか、市街化区域のほうに施策の目がいっていないように思える。国土交通省のほうでも都市計画法等の審議会において農地の有効利用等の検討がされているので、調整区域、市街化区域をどうしていくのか、国土の絵を描きながら考えていただきたい。特に前回の農地法改正のとき、市街化区域内農地の対策については、今後、都市計画法の改正とともに考えていくというようなことがあったが、全くそのあたりが進んでいないと考えている。その最たるものが、先ほどから出ていた農地台帳の、市街化区域内の農地も全て公表する、という話になってしまうと思ふ。例えば、市街化区域内の農地の貸し借りができるという状況においてそのような制度が取られるなら理解できるが、何もない状況のまま公表しろというのは、単なる不動産業者のデータを集めるだけの話になってしまうので、これはしっかりと考えていただきたい。

**（東京都 津国農林水産部長）**

このプランで、林業と水産業、林野庁と水産庁がどこまで本気なんだということが見えてこない。書かれていることはそのとおりかもわからないが、一般的なことしか触れておらず、我々も各分野の方たちと意見交換をしても、何をしようとしているかが見えない。しっかりと願ひしたい。

最後に、津国農林水産部長からの挨拶後、閉会。

以上